

地域・職域薬剤師会 会長各位

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日本薬剤師会より「令和4年6月16日付けで薬価基準に収載された 後発医薬品の安定供給に係る対応について」が発出されました。

これは後発医薬品が薬価収載されたことに伴い、安定供給に係る対応について示されたことに関するものです。

後発医薬品の安定供給につきましては、すでに苦情を受け付ける仕組みが設けられております。

(平成18年3月15日付け日薬業発第224号「後発医薬品の安定供給について」、令和3年6月25日付け日薬業発第102号『「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について』)

苦情がある場合には所定の様式にご記入の上、厚生労働省医政局経済課までメール送信してください。

後発医薬品の安定供給に関する苦情について記載する様式及び送付先厚生労働省医政局経済課メールアドレスは20210625業102_「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について に記載されております。

会務ご多用のところ恐縮ですが、貴会会員へのご周知くださるようお願いいたします。

なお、本件に関しましては本会ホームページ(会員ページ)ニュース欄への掲載、メールマガジンの配信を行いますこと併せてご報告いたします。

公益社団法人 神奈川県薬剤師会

事業課長 中山 和則

TEL:045-761-3241 Fax:045-751-4460

e-mail to : nakayama@mail.kpa.or.jp
